

物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	和泉市葛の葉町三丁目458番2外 (主要地方道泉大津美原線 綾園高架橋下)	交通 機関	南海本線 北助松駅 東 約 700m	最 低 占用料 (年額)	704,970円/年	占用期間	5年	
2									
土地の概要					特記事項				
面積	占用許可対象面積 1,072.76 m ²				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。</p> <p>2 占用期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府鳳土木事務所及び大阪府和泉警察署と協議し許可を得てください。 現状のアスファルトは傷んでいます。アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府鳳土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 管理課 電話 072-273-0123(代) 大阪府和泉警察署 交通課 電話 0725-46-1234(代)</p> <p>4 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、泉大津市と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 泉大津市都市政策部 下水道課 電話 0725-33-1131(代)</p> <p>5 対象地中央を東西に横断する側溝にはグレーチングがありませんので、必要があれば占有者において設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。</p> <p>6 対象地へ電力等を供給する際、道路を跨いだ架線での供給は出来ません。地中から供給してください。工事については大阪府鳳土木事務所及び供給処理施設機関と協議してください。また、大阪府和泉警察署と協議し事前承認を得てください。なお、それらの整備等に要する費用はすべて占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 管理課 電話 072-273-0123(代) 大阪府和泉警察署 交通課 電話 0725-46-1234(代)</p>				
接面道路 の状況	北側：府道・幅員約 14.0m・舗装有・高低差 無 東行き一方通行 南側：府道・幅員約 14.0m・舗装有・高低差 無 西行き一方通行 東側：府道・幅員約 5.5m・舗装有・高低差 無								
法令に 基づく 制限	市街化区域内								
	都市 計画法	用途地域	第二種住居地域						
		地域地区	準防火地域						
		建ぺい率	60%	容積率					
その他 の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(主要地方道泉大津美原線区域内) ・消防法 ・文化財保護法(大園遺跡) 								
その他条件	・火気厳禁								
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
		対象地周辺	対象地内						
	公営 水道	本管	引込管	和泉市上下水道部水道工務課 0725-99-8151(代) 高石市土木部上下水道課 072-265-1001(代)					
		有	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電コンタクトセンター 0800-777-3081					
		有	無						
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株) 導管情報センター 06-6202-2141						
	無	無							
公共 下水道	本管	引込管	泉大津市都市政策部下水道課 0725-33-1131(代)						
	有	無							

(裏面へつづく)

特記事項

- 7 対象地の地下には高石市の上水道(本管)および泉大津市の上水道(未使用管)が埋設されており、対象地内には仕切弁等が設置されています。舗装面以下の工事を行う際には高石市および泉大津市と協議の上、施工して下さい。また、対象地へ水道を引き込む際は高石市水道施設からの区域外給水となり、和泉市から高石市への申請が必要となりますので、和泉市と協議してください。
(お問い合わせ先)
高石市上下水道部 水道工務課 電話 072-265-1001(代)
泉大津市都市政策部 水道課 電話 0725-33-1131(代)
和泉市上下水道部水道工務課 電話 0725-99-8151(代)
- 8 対象地の一部は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「大園遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事などを行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。
(お問い合わせ先)
和泉市教育委員会生涯学習部 文化財振興課 電話 0725-41-1551(代)
- 9 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、敷地内には、仕切弁等の占用物件が設置されており、これらの関係者も対象地内に立ち入ることがあります。仕切弁等の上には、物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占有者の負担となります。
- 10 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついでには、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府鳳土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府鳳土木事務所 維持保全課 電話 072-273-0123(代)
- 11 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 12 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 13 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 14 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第2号)



